小規模個人再生による再生手続廃止

平成１８年（再イ）第１０６号

富山県氷見市北大町12番46号

再生債務者　中山　洋志

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。

平成21年８月31日　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（再イ）第６号

岐阜県可児市長坂８丁目41番地

再生債務者　杁山　裕之

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成21年９月３日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（再イ）第７号

岐阜県可児市長坂８丁目41番地

再生債務者　杁山　輝子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成21年９月３日　岐阜地方裁判所御嵩支部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成１９年（再イ）第１３５号

北九州市小倉北区片野新町１丁目12番５―103号

再生債務者　緒方　兼二

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月31日　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成１９年（再イ）第２８号

宮崎県宮崎市天満３丁目５番38号湯浅ハイム201号

再生債務者　髙木　一平

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年９月１日　宮崎地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２１年（再ロ）第１６号

千葉県船橋市葛飾町２丁目387番地３

再生債務者　武藤　良雄

1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年９月24日まで

4　一般異議申述期間　平成21年10月６日から平成21年10月20日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再ロ）第１号

茨城県石岡市山崎2066番１地

再生債務者　石井　　茂

1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年９月29日まで

4　一般異議申述期間　平成21年10月13日から平成21年11月４日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（再ロ）第８１号

大阪府東大阪市菱屋西４丁目６番６号ミモザ・コート菱屋西402号室

再生債務者　酒井　綾子

1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年９月30日まで

4　一般異議申述期間　平成21年10月５日から平成21年10月19日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第４号

鹿児島県肝属郡肝付町新富5188番地イ

再生債務者　柳井谷　稔

1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年10月１日まで

4　一般異議申述期間　平成21年10月15日から平成21年10月22日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１００７５号

神奈川県川崎市宮前区土橋６―14―８―807

再生債務者　伊村　謙一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年８月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年９月17日まで

平成21年９月３日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成１８年（再ロ）第７号

北海道岩見沢市５条東17丁目84番地

再生債務者　石崎　幸生

1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成21年８月24日付け変更再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成21年９月29日まで

平成21年９月１日

札幌地方裁判所岩見沢支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１号

愛媛県西予市宇和町伊崎440番地２

再生債務者　大塚　義導

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年８月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年９月１日

松山地方裁判所宇和島支部

会社公告

合併公告

左記医療法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両法人の社員総会の承認決議は、甲については平成二十一年六月八日、乙については平成二十一年六月十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月十一日

秋田県潟上市昭和大久保字街道下九二番地一

（甲）医療法人正和会

理事長　小玉　敏央

秋田県秋田市土崎港中央一丁目一七番二三号

（乙）医療法人明光会

理事長　小玉　敏央

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十一年八月三十一日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月十一日

千葉県我孫子市我孫子一八五八番地

（甲）財団法人我孫子市あゆみの郷公社

理事長　上村　晃一

千葉県我孫子市我孫子一八五八番地

（乙）財団法人我孫子市都市建設公社

理事長　渡邊　清

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月八日

掲載頁　一二七頁（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月八日

掲載頁　一二七頁（号外第一四四号）

平成二十一年九月十一日

東京都新宿区早稲田町六九番地

（甲）綜通株式会社

代表取締役　三好　幸彦

東京都新宿区早稲田町六九番地

（乙）株式会社綜通コンピュータシステム

代表取締役　梅澤　修一